

革新的な医薬品の開発迅速化

(国家戦略特別区域法 第37条の6)

関西圏 認定:平成29年12月15日
仙台市 認定:平成29年12月15日
東京圏 認定:平成30年 3月 9日
福岡市 認定:平成30年 3日 9日

規制改革の内容

特例措置前

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)は、臨床研究中核病院等における革新的新薬の創出を目指した実用化研究について、創薬支援ネットワークにて知財・研究戦略の策定・助言や技術支援、企業への導出支援等を実施している。

特例措置

AMEDの創薬戦略部に、国家戦略特区内の臨床研究中核病院に対する拠点担当コーディネーターを設置し、出口戦略、知財戦略等様々な相談に対応する窓口機能を強化。これにより、創薬シーズの実用化に向けた橋渡し研究の強力なサポートを行う。

効果

日本発の革新的医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

規制改革の概要

Pmda

緊密な連携

●創薬支援ネットワーク

1. 基礎・応用研究戦略の策定・助言
2. 共同研究機関・試験実施機関の紹介
3. 応用研究・開発研究の支援
4. 企業への導出・提携・ライセンスアウト支援

AMED

●拠点担当コーディネーターを設置

豊富な経験を持つ創薬コーディネーターが、出口戦略、知財戦略等様々な相談に対応

新規

緊密な連携
適時の情報交換

臨床研究中核病院